

(別添1)

春日井市ハンドボール協会規約

(名称)

第1条 本協会は春日井市ハンドボール協会と称し、事務局を愛知県立春日井高等学校に置く。

(目的)

第2条 本協会は次の事柄を目的とする。
(1)春日井市のハンドボール競技の普及と発展に寄与する。
(2)ハンドボール技術の向上と体力の増進をはかる。
(3)会員相互の連絡・親睦をはかる。

(事業)

第3条 本協会は上記の目的を達成するため下記の事業を行う。
(1)春日井市ハンドボール選手権大会の開催
(2)ハンドボール競技に関する指導・研究及び審判技術の向上に関する講習会
(3)その他目的を達成するための事業

(会員)

第4条 本協会は春日井市ハンドボールチームの代表者及び本協会の主旨に賛同する愛好者で構成する。

(役員・組織)

第5条 本協会は次の役員と専門部会を置く、任期は1年とする。但し、再選留任を妨げない。

役員

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1、会長 1名 | 2、副会長 1名 | 3、理事長 1名 |
| 4、副理事長 1名 | 5、理事 約13名 | 6、監事 2名 |

専門部会

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 1、普及部会 | 2、審判部会 | 3、記録・広報 |
| 4、事務局 | 5、競技部会 | 6、その他 |

第6条

- 役員の出選・任務は次の通りとする。
1. 会長、副会長は理事会の推薦を受け総会の承認を得る。
会長は本協会を代表し会務を司る。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
 2. 理事長、副理事長は理事会により互選をし総会の承認を得る。
理事長は会長の発議により理事会を召集し議長となる。
理事長は理事会の承認を得て会務を処理する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
 3. 理事は各界（小中学校・高校・一般代表者、愛好者）より選出し、総会の承認を得る。
理事は理事会を組織し会務を審議決定する。
理事は各専門部会に所属する。
 4. 監事は理事会の推薦により総会の承認を得る。
監事は会計を監査する。

第7条 専門部会の活動は次のものとする。

1. 普及部会は底辺拡大と正しい技術を広める。
2. 審判部会は審判技術の向上を図る。
3. 事務局は各関係機関との連絡調整をし本協会の運営が円滑に行くようにする。
4. 広報・記録は本協会の活動を広報・記録する。
5. その他必要に応じて専門部会を設置することができる。

第8条 専門部会の代表は理事が務め、必要に応じて会員の中から部会員を委嘱することができる。その際、理事会の承認を得る。

(総会)

第9条 総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は年1回開催する。臨時総会は必要のある場合に随時開催する。

第10条 総会は会長が召集し、理事長が仮議長となり議長を選出する。

第11条 総会に付議する事項は次の事項とする。

1. 役員承認
2. 事業計画
3. 事業報告
4. 予算
5. 決算
6. 規約の改正
7. その他必要事項

(会計)

第12条 本協会の会計は登録費、大会参加費、及びその他の収入をもってこれに当てる。

第13条 本協会の会計年度は4月1日より始まり3月31日に終わる。

(補則)

第14条 本規約の改正は総会において出席者の2分の1以上の承認を得るものとする。

第15条 本規約は平成4年2月14日より実施する。